

様式第3号（第6条関係）

おおむた暮らしお試し住宅に係る契約書

（契約の締結）

第1条 貸主おおむた移住定住サポート会議（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、次条に掲げるおおむた暮らしお試し住宅（以下「住宅」という。）の貸付けについて、以下の条項により契約を締結する。

（住宅）

第2条 甲は、次に掲げる住宅を乙に貸し付けるものとする。

名称	位置	建年	構造	床面積
おおむた暮らし お試し住宅	大牟田市大字草 木 677-3	1975 年	木造平屋	99.72 m ²

（契約期間）

第3条 契約期間は、3日以上14日以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始期	年 月 日から
終期	年 月 日まで

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

（住宅利用料）

第4条 住宅の利用料は、利用人数に関わらず、一日当たり1,000円とする。

2 第1項の利用料は、住宅借上料の一部とする。ただし、飲食費、日常生活に係る消耗品費、交通費その他利用料に含まれない費用については乙の負担とする。

（利用目的）

第5条 乙は、居住のみを目的として住宅を利用しなければならない。

（維持管理）

第6条 乙は、借り受けた住宅を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（乙の遵守事項）

第7条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用さ

せないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。

- (2) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (3) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (4) 清潔に保つこと。
- (5) ごみを適切に処理すること。
- (6) 住宅に新たに設備を設置しないこと。
- (7) 住宅の増築もしくは改築又は模様替えをしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、住宅を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

(禁止行為)

第8条 乙は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄付の募集その他これに類する行為
- (2) 営利又は非営利の事業又は営業
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 室内喫煙
- (7) 動物の飼育
- (8) 鍵の複製
- (9) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (10) 利用者以外の者を滞在させる行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、住宅の使用にふさわしくない行為

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) おおむた暮らしお試し住宅に係る実施要綱第3条の規定による対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第7条及び前条の規定に違反したとき。
- (3) 第12条に規定する損害を賠償しないとき。
- (4) おおむた暮らしお試し住宅に係る実施要綱又は本契約書の規定に基づく甲の指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約を解除することが適当と認められるとき。

(明渡し)

第10条 乙は、利用期間が満了したとき又は契約を解除されたときは、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、通

常の利用に伴い生じた損耗を除き、当該住宅を原状に回復しなければならない。

(立入り)

第11条 甲は、住宅の管理上必要があると認めるときは、当該住宅に立ち入ることができるものとする。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第12条 乙は、住宅を汚損し、損傷し又は滅失したときは、直ちにその旨を甲に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第13条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅で発生した事故に対しては、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

(協議)

第14条 甲及び乙は、おおむた暮らしお試し住宅に係る実施要綱及び本契約書に定めがない事項並びに本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第15条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙各自1通を保有する。

年 月 日

甲 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
おおむた移住定住サポート会議
会長 永川 望 印

乙 住所
氏名 印